

## 募金要項

- 募 金 名 称 明治国際医療大学 武道場新設募金
- 募 金 目 標 額 5千万円
- ご 依 頼 額 1口1千円(5口以上)※個人・法人とも
- 募 集 期 間 平成30年4月～平成31年3月
- 建 設 概 要 総工費約1.8億円 軽量鉄骨造り平屋建・建設面積約480㎡



建設イメージ



## 寄付文化醸成に向けた取り組み

我が国における私立学校への寄付は、諸外国と比べ少なく、私立学校の全収入に占める寄付金の割合を比較すると、日本はアメリカの5分の1程度しかありません。特に個人寄付は、下表のとおり欧米諸国と比べ少なく、内閣府は寄付文化の醸成に向けた取り組みを行っており、学校法人への寄付金に対する税額控除制度は、個人寄付を促進するための取り組みの一つです。制度については裏表紙に詳しく掲載しています。

### ■ 諸外国との比較(寄付白書2012、2013)

	個人寄付	法人寄付
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円

## 女子剣道部の活動状況

### 女子剣道部 西日本大会ベスト16など、結果も充実。チームの総合力強化で全国へ。

1年生の加入で部内での競争意識も高まり、自然と日々の稽古にも力が入る女子剣道部。5月の関西大会では悔しい思いをしたが、その後の西日本大会では団体ベスト16に入り力を見せた。迎えた春季関西医歯薬学生剣道大会では、圧巻のチーム力を発揮し、個人・団体とも優勝するなど本学の独壇場となった。2年生が築き上げてきたチームに1年生も順応し、飛躍的にチーム力もアップ。国体予選等でも期待通りの試合を展開、今後の活躍が楽しみだ。

### 大会結果

5/7(日)	関西学生剣道選手権大会	田崎(2年) 2回戦敗退 西原(1年)、宮城(1年) 1回戦敗退
5/27(土)～28(日)	西日本学生剣道大会	団体ベスト16
6/11(日)	京滋学生剣道大会	団体ベスト8
6/18(日)	春季関西医歯薬学生剣道大会	団体:優勝Bチーム、準優勝Aチーム 個人:優勝 中園(1年)、準優勝 西原(1年)
6/25(日)	国民体育大会京都府予選会	3位 阿瀬知(1年)、ベスト8 宮城(1年)
7/2(日)	京都府女子剣道大会	ベスト16 阿瀬知(1年)、小林(1年) 優秀選手賞 阿瀬知(1年)
10/8(日)	秋季関西医歯薬学生剣道大会	団体:優勝Aチーム、準優勝Bチーム 新人戦:ベスト8(Bチーム)
11/19(日)	京滋学生剣道新人大会	個人:準優勝 野口(1年) 団体:準優勝 Aチーム、ベスト8(Bチーム)
11/26(日)	関西学生剣道新人大会	個人:3位 阿瀬知(1年) ベスト16 中園(1年)
12/16(土)～17(日)	全日本学生剣道オープン大会	個人:ベスト32 中園(1年)



## 申込手続き

### 郵便振替の場合

別添の払込取扱票に必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局にて、お振込をお願いいたします。

(他の銀行、コンビニ等ではご使用いただけません。)

※振込手数料は本院にて負担いたします。募金(ご寄附)いただける総額を払込取扱票にご記入ください。

### インターネットご利用の場合

#### ①クレジットカード

クレジットカードでお支払いいただけます。



#### ②Pay-easy

ネットバンキングでお支払いいただけます。



#### ③コンビニ

コンビニでお支払いいただけます。



URL : <http://www.meiji-u.ac.jp/donation>



寄付金に対する損金算入手続きには、〔特定公益増進法人に対する寄付金〕と〔受配者指定寄付金〕の2種類の優遇措置があり、いずれかを選択していただけます。

## 1 特定公益増進法人に対する寄付金

寄付金の一定の限度額まで損金に算入できます。(一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができます。)

## 2 受配者指定寄付金

寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入することができます。受配者指定寄付金制度は、企業・法人から学校法人への寄付金を日本私立学校振興・共済事業団がいったん受入れて、その後、同事業団から学校法人へ配付する制度です。

●別途、事業団宛の寄付金申込書が必要となります。詳しくは法人事務局経理課までご相談ください。

●事業団が寄付金を受理した日が損金算入日となりますので、当該事業年度に損金処理される予定の場合には、諸手続きの関係上少なくとも決算日の1カ月前までにお振込みいただきますようお願いいたします。詳しくは、法人事務局経理課までお問い合わせください。

## 税額控除制度のご案内

中面でもご案内のとおり、平成23年に租税特別措置法が改正され、一定の要件を満たす学校法人に対する個人寄付に係る「税額控除制度」が導入されました。

1年間の寄付金総額から2,000円を差し引いた額の40%相当額が、その年の所得税額から控除される制度で、従前の「所得控除」とは異なり、税率に関係なく税額から直接控除されるため、一般的には「所得控除」より減税効果が大きく、小口の寄付にも有効です。

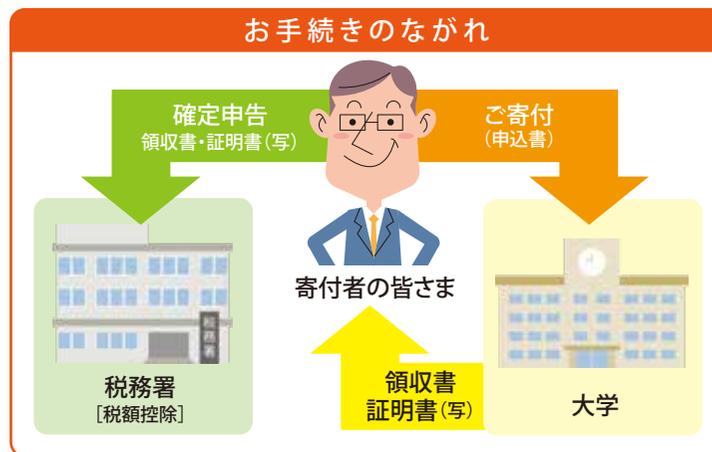
$$(\text{年間の寄付金合計額}^{\langle\text{注1}\rangle} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{寄付金控除額}^{\langle\text{注2}\rangle}$$

例えば、課税所得300万円の方が、年間合計1万円の寄付をした場合

$$(\text{寄付金額 } 10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税控除額 } 3,200\text{円}$$

確定申告により、3,200円が税額から控除されます。

〈注1〉年間の寄付金の合計額が年間の総所得額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。〈注2〉控除対象額は所得税額の25%が上限となります。



確定申告の際に本学が発行する「寄付金領収証」と「税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。各書類とも寄付金申込み及び寄付金入金後にお送りいたします。

※税額控除制度と所得控除制度のうち、どちらか有利な制度を寄付者ご自身が選択できます。

武道場新設に係るご寄付のお願い

